

議案第7号

京田辺市介護保険条例の一部改正について

京田辺市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月20日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、令和6年度から令和8年度までの期間における介護保険料率を定めるとともに、市町村特別給付における支給内容等を変更するため、提案するものである。

京田辺市条例第 号

京田辺市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市介護保険条例（平成12年京田辺市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条に見出しとして「（市町村特別給付）」を付し、同条第1項中「紙おむつ費」の次に「及び補聴器購入費」を加え、同条第2項中「月額3,000円」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- （1） 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「省令」という。）第2条に規定する要支援認定の審査判定基準等において要支援1又は要支援2と判定され、法第32条第6項の規定により要支援認定をされている者 月額3,000円
- （2） 省令第1条に規定する要介護認定の審査判定基準等において要介護1、要介護2又は要介護3と判定され、法第27条第7項の規定により要介護認定をされている者 月額3,000円
- （3） 省令第1条に規定する要介護認定の審査判定基準等において要介護4又は要介護5と判定され、法第27条第7項の規定により要介護認定をされている者 月額5,000円

第3条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する補聴器購入費の支給は、20,000円を限度とする。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「32,365円」を「30,103円」に改め、同項第2号中「42,075円」を「45,320円」に改め、同項第3号中「48,548円」を「45,651円」に改め、同項第4号中「58,257円」を「59,544円」に改め、同項第5号中「64,730円」を「66,160円」に改め、同項第6号中「74,440円」を「76,

084円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第7号中「80,913円」を「82,700円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第8号中「97,095円」を「99,240円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第9号中「110,041円」を「112,472円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第10号中「122,987円」を「125,704円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第11号中「142,406円」を「145,552円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第12号中「161,825円」を「165,400円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第14号イ又は第15号イ」を加え、同項第13号中「181,244円」を「244,792円」に改め、同号を同項第16号とし、同項第12号の次に次の3号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 185,248円

- ア 合計所得金額が10,000,000円以上12,500,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 205,096円

- ア 合計所得金額が12,500,000円以上15,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当

する者を除く。)

(15) 次のいずれかに該当する者 224,944円

ア 合計所得金額が15,000,000円以上20,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,419円」を「18,856円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,419円」を「18,856円」に、「32,365円」を「32,088円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,419円」を「18,856円」に、「45,311円」を「45,320円」に改める。

第6条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第9号まで」を「第13号まで」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の京田辺市介護保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 京田辺市介護保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(市町村特別給付)</p> <p>第3条 本市は、居宅要介護者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する居宅要介護者をいう。）及び居宅要支援者（法第8条の2第2項に規定する居宅要支援者をいう。）に対する紙おむつ費及び補聴器購入費の支給を市町村特別給付として行う。</p> <p>2 前項に規定する紙おむつ費の支給は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を限度とする。</p> <p>(1) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「省令」という。）第2条に規定する要支援認定の審査判定基準等において要支援1又は要支援2と判定され、法第32条第6項の規定により要支援認定をされている者 月額3,000円</p> <p>(2) 省令第1条に規定する要介護認定の審査判定基準等において要介護1、要介護2又は要介護3と判定され、法第27条第7項の規定により要介護認定をされている者 月額3,000円</p> <p>(3) 省令第1条に規定する要介護認定の審査判定基準等において要介護4又は要介護5と判定され、法第27条第7項の規定により要介護認定をされている者 月額5,000円</p> <p>3 第1項に規定する補聴器購入費の支給は、20,000円を限度とする。</p>	<p>第3条 本市は、居宅要介護者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する居宅要介護者をいう。）及び居宅要支援者（法第8条の2第2項に規定する居宅要支援者をいう。）に対する紙おむつ費の支給を市町村特別給付として行う。</p> <p>2 前項に規定する紙おむつ費の支給は、月額3,000円を限度とする。</p>	<p>条見出しの追加</p> <p>市町村特別給付の対象の追加</p> <p>紙おむつ費の上限の変更</p> <p>補聴器購入費に関する規定の追加</p>
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 30,103円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 45,320円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 45,651円</p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 59,544円</p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 66,160円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 76,084円</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 32,365円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 42,075円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 48,548円</p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 58,257円</p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 64,730円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 74,440円</p>	<p>保険料率を定める年度の変更</p> <p>保険料率の変更</p>

## 京田辺市介護保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、<u>第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。）</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ<u>又は第12号イ</u>に該当する者を除く。）</p>	
<p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>82,700円</u></p>	<p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>80,913円</u></p>	
<p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、<u>第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。）</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ<u>又は第12号イ</u>に該当する者を除く。）</p>	
<p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>99,240円</u></p>	<p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>97,095円</u></p>	
<p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、<u>第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。）</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ<u>又は第12号イ</u>に該当する者を除く。）</p>	
<p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>112,472円</u></p>	<p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>110,041円</u></p>	
<p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、<u>第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。）</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ<u>又は第12号イ</u>に該当する者を除く。）</p>	
<p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>125,704円</u></p>	<p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>122,987円</u></p>	
<p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、<u>第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。）</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ<u>又は第12号イ</u>に該当する者を除く。）</p>	

京田辺市介護保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>145, 552円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、<u>次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。</u></p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>165, 400円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、<u>次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。</u></p> <p><u>(13) 次のいずれかに該当する者 185, 248円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が10,000,000円以上12,500,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。</u></p> <p><u>(14) 次のいずれかに該当する者 205, 096円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が12,500,000円以上15,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)</u>又は次号イに該当する者を除く。)</p> <p><u>(15) 次のいずれかに該当する者 224, 944円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が15,000,000円以上20,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)</u>に該当する者を除く。)</p> <p><u>(16) 前各号のいずれにも該当しない者 244, 792円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、1</u></p>	<p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>142, 406円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)<u>又は次号イに該当する者を除く。</u></p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>161, 825円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)<u>に該当する者を除く。</u></p> <p><u>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 181, 244円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、1</u></p>	<p>保険料率に関する規定の追加</p> <p>保険料率の変更 保険料率を定める年度及び保険</p>

